

2021年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則の制定

※下線部：変更箇所

2021年規定	2020年規定
<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p><b>第1条 競技会特別事項</b> 【略】</p> <p>○<b>競技会の定義および組織</b> 2021年JAF全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）のFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、<u>2021年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、2021年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則</u>に従い国内競技として開催される。</p> <p>○<b>競技会の名称</b> 2021年JAF全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○<b>競技種目【略】</b></p> <p>○<b>競技の格式【略】</b></p> <p>○<b>開催日程</b> 2021年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 日間</p> <p>○<b>競技会開催場所【略】</b></p> <p>○<b>オーガナイザー等【略】</b></p> <p>○<b>大会役員[必要に応じて記載] 【略】</b></p> <p>○<b>組織委員会【略】</b></p> <p>○<b>競技会主要役員【略】</b></p> <p>○<b>参加申込および参加費用【略】</b></p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 参加受付期間：受付開始 2021年 月 日 締切日 2021年 月 日必着</p> <p>3) 提出書類：所定の参加申込書、車両申告書、選手紹介書等に必要事項を記入し、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。</p> <p>4) 誓約文：参加に際し、国内競技規則4-15で定める誓約文に競技参加者、<u>競技運転者、サービス員が、それぞれ署名しなければならない。</u></p> <p>5) ～6) 【略】</p>	<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p><b>第1条 競技会特別事項</b> 【略】</p> <p>○<b>競技会の定義および組織</b> 2020年JAF全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）のFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、<u>2020年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、2020年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則</u>に従い国内競技として開催される。</p> <p>○<b>競技会の名称</b> 2020年JAF全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○<b>競技種目【略】</b></p> <p>○<b>競技の格式【略】</b></p> <p>○<b>開催日程</b> 2020年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 日間</p> <p>○<b>競技会開催場所【略】</b></p> <p>○<b>オーガナイザー等【略】</b></p> <p>○<b>大会役員[必要に応じて記載] 【略】</b></p> <p>○<b>組織委員会【略】</b></p> <p>○<b>競技会主要役員【略】</b></p> <p>○<b>参加申込および参加費用</b></p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 参加受付期間：受付開始 2020年 月 日 締切日 2020年 月 日必着</p> <p>3) 提出書類：所定の参加申込書、車両申告書、選手紹介書等に必要事項を記入し、<u>競技参加者、競技運転者、サービス員が誓約文へ、それぞれ署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。</u></p> <p>4) ～5) 【略】</p>

○サービス員、サービスカー【略】

○競技のタイムスケジュール

(下表は記載例)

1日開催 (1Day)	2日開催 (2Days)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートオープン [時刻を記載]</li> <li>・公開練習 (実施の場合は明記) [時刻を記載]</li> <li>・公式受付 (参加確認受付) [時刻を記載]</li> <li>・公式車両検査 [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) [時刻を記載]</li> <li>・開会式 [時刻を記載]</li> <li>・ドライバーズブリーフィング [時刻を記載]</li> <li>・第1ヒート [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・表彰式 (閉会式) [予定時刻を記載]</li> </ul>	<p>1日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートオープン [時刻を記載]</li> <li>・公開練習 (実施の場合は明記) [時刻を記載]</li> <li>・公式受付A (参加確認受付) [時刻を記載]</li> <li>・公式車両検査A [時刻を記載]</li> <li>・車両持出受付 [時刻を記載]</li> <li>・ゲートクローズ [時刻を記載]</li> </ul> <p>2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートオープン [時刻を記載]</li> <li>・公式受付B (参加確認受付) [時刻を記載]</li> <li>・公式車両検査B [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) [時刻を記載]</li> <li>・開会式 [時刻を記載]</li> <li>・ドライバーズブリーフィング [時刻を記載]</li> <li>・第1ヒート [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・表彰式 (閉会式) [予定時刻を記載]</li> </ul>

○サービス員、サービスカー【略】

○競技のタイムスケジュール

1日開催 (1Day)	2日開催 (2Days)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートオープン [時刻を記載]</li> <li>・公開練習 (実施の場合は明記) [時刻を記載]</li> <li>・公式受付 (参加確認受付) [時刻を記載]</li> <li>・公式車両検査 [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) [時刻を記載]</li> <li>・開会式 [時刻を記載]</li> <li>・ドライバーズブリーフィング [時刻を記載]</li> <li>・第1ヒート [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・表彰式 (閉会式) [予定時刻を記載]</li> </ul>	<p>1日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートオープン [時刻を記載]</li> <li>・公開練習 (実施の場合は明記) [時刻を記載]</li> <li>・公式受付A (参加確認受付) [時刻を記載]</li> <li>・公式車両検査A [時刻を記載]</li> <li>・車両持出受付 [時刻を記載]</li> <li>・ゲートクローズ [時刻を記載]</li> </ul> <p>2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートオープン [時刻を記載]</li> <li>・公式受付B (参加確認受付) [時刻を記載]</li> <li>・公式車両検査B [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) [時刻を記載]</li> <li>・開会式 [時刻を記載]</li> <li>・ドライバーズブリーフィング [時刻を記載]</li> <li>・第1ヒート [時刻を記載]</li> <li>・慣熟走行 (歩行) (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後)</li> <li>・表彰式 (閉会式) [予定時刻を記載]</li> </ul>

【略】

○その他の事項【略】

○諸施設の見取り図【略】

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1)【略】

2) 全日本ジムカーナ選手権に参加するP車両、PN車両およびAE車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。ただし、下記(2)による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

(1)～(3)【略】

(4) PN車両のタイヤについては、2022年以降、本項について変更を行う場合がある

3) 全日本ダートトライアル選手権に参加するN車両の4輪駆動車両のうち、下記(1)あるいは(2)に定める条件を満たす車両については、当該年の

【略】

○その他の事項【略】

○諸施設の見取り図【略】

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1)【略】

2) 全日本ジムカーナ選手権におけるPN部門およびAE部門に参加する車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。ただし、下記(2)による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

(1)～(3)【略】

(4) PN部門に参加する車両のタイヤについては、2021年以降、本項について変更を行う場合がある

3) 全日本ダートトライアル選手権におけるN部門に参加する4輪駆動車両のうち、下記(1)あるいは(2)に定める条件を満たす車両については、当

J A F 国内競技車両規則第 3 編第 4 章スピードN車両規定第 4 条 4. 2) の「当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量(同一車両型式) に 5 0 k g 増量された値とする。」は適用しない。

(1) ~ (3) 【略】

4) P 車両については、2 0 2 1 年国内競技車両規則 第 3 編スピード車両規定 第 2 章スピードP 車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の (1) ~ (5) に規定される。

(1) 冷却系統

サーモスタットおよびラジエターキャップの変更が許される。

(2) 最低重量

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付 (ターボチャージャー、スーパーチャージャー等) と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。バラストは搭載することができない。

(3) サスペンション

①補修

補修を目的とした修正加工は許される。ただし、補修によって標準部品の取付けに影響があってはならない。

②スプリング

数は、スプリングを連続して取付けることを条件として自由。長さ、コイルの巻数、ワイヤーの直径、外径、スプリングの種類、スプリングシートの形状 (車高調整機能を含む) とともに自由。ただし、下記に従うこと。

ア) ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。

イ) 溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。

ウ) ばねの端部がブラケットから離脱しない (遊びがない) こと。

エ) 切断等によりばねの一部または全部を除去しないこと。

オ) ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。

カ) ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

③ショックアブソーバー

材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構 (ネジ式、Cリング等) を伴うものに変更 (使用) することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更 (使用) することは許されない。

遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

該年の J A F 国内競技車両規則第 3 編第 4 章スピードN車両規定第 4 条 4. 2) の「当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量(同一車両型式) に 5 0 k g 増量された値とする。」は適用しない。

(1) ~ (3) 【略】

(4) タイヤおよびホイール

①タイヤ

ア) ジムカーナ競技に参加する車両

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される

(ア) タイヤは、JATMA YEAR BOOK (日本自動車タイヤ協会規格) に記載されているもの、またはこれと同等なものとする。なお、海外規格 (TRA、ETRTO等) タイヤに変更する場合、下記 (イ)、(ウ) および (エ) に留意し、且つそれらを証明する資料を携行すること。

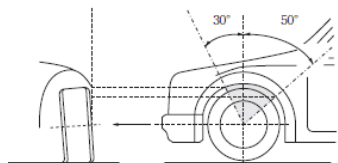
(イ) タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最負荷能力と同等以上であること。

(ウ) タイヤの静的負荷半径の基準寸法が、同一車両型式に定められているタイヤサイズの静的負荷半径の許容差の範囲であること。

(エ) タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

(オ) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)

(カ) タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。



(キ) タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

(ク) タイヤは加工しないこと。

(ケ) タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等を行わないこと。

(コ) スパイクタイヤの使用は禁止する。

イ) ダートトライアル競技に参加する車両

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチま

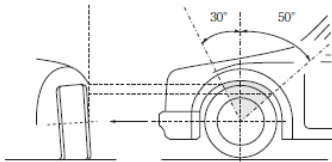
で、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

(ア) タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と同等以上であること。

(イ) タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

(ウ) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)

(エ) タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。



(オ) タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。

(カ) タイヤは加工しないこと。

(キ) タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等を行わないこと。

(ク) スパイクタイヤの使用は禁止する

## ②ホイール

ア) ジムカーナ競技に参加する車両

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

(ア) タイヤサイズに適用するホイールとしてJATMA YEAR BOOK OK (日本自動車タイヤ協会規格)に記載されているサイズ、またはこれと同等なもの。

(イ) 一部分的であっても、全体的であっても複合素材から成るホイールは禁止される。

(ウ) ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製(アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む)とする。ホイールナットの材質および形状の変更は許される。

(エ) ホイールスペーサーの使用は、許されない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

(オ) ホイールサイズ変更に伴うトレッド(前、後)の変更は許される。

(カ) 走行中ははずれる恐れのあるホイールキャップは取外さなくてはならない。

イ) ダートトライアル競技に参加する車両

競技会開催場所内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

(ア) ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製(アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む)とする。ホイールナットの材質および形状の変更は許される。

(イ) ホイールスペーサーの使用は、許されない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

(ウ) ホイールサイズ変更に伴うトレッド(前、後)の変更は許される。

(エ) 走行中ははずれる恐れのあるホイールキャップは取外さなくてはならない。

(5) 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない2021年国内競技車両規則第4編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

①車体外部

ア)～エ)を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

ア) 空力装置

2021年国内競技車両規則第4編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

ー最低地上高

ー鋭い突起を有していないこと。

ー振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

ー第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)およびリアスカートの部品を取外すことができる。

イ) フロントスポイラー

装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は

許されない。

ウ) リアスポイラー

装着・変更が許される。ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

エ) サイドスカート

装着・変更が許される。(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)

オ) マッドフラップ

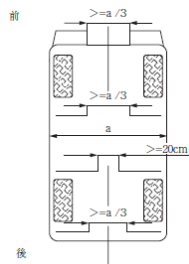
マッドフラップは以下の条件の下で装着することができる。

－柔軟な材質で作られていてはならない。

－排気管等に干渉してはならず、車体外側表面部位は外側に向けて尖っていたり、鋭い部分がないこと。

－それらは各ホイールの少なくとも全幅を覆ってはいないが、前輪、後輪の後方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の1/3以上あること。

－リアホイールの前方のマッドフラップの左右の間には、少なくとも20cmの隙間がなくてはならない。



－これらのマッドフラップの底部は、車両に誰も乗車せず、停止した状態で、地表から10cm以上の所にあってはならない。

－垂直投影面にあって、これらのマッドフラップは車体から突出してはならない。

前方へのはねを防ぐためのマッドフラップは、柔軟な材質で作られ、競技の特別規則書がそれらを認めるか、要請する時に車両の前方へ取付けることができる。それらは、車両の全幅より突出してはならず、また当初の全長より10cm以上長いものであってはならない。また、フロントホイールの前方ではマッドフラップに覆われていない部分が車両の幅の少なくとも1/3以上なければならない。

カ) アンダーガード

車体下部を保護することを目的とした空力効果を生じない取り外し可能な保護体を取付けることが許される。

## ②車体内部

### ア) 座席

運転席に限り変更することが許される。変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘わらず乗車定員分の座席を有すること。

－座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。

－座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。

－座席および当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。

－座席の後面部分（ヘッドレストを含む）は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。

－追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが望ましい。

## 第3条～第9条【略】

### 第10条 車両検査

1)～7)【略】

8) 競技会技術委員長は、P車両、PN車両、N車両、SA・SAX車両、AE車両の各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならないが、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。

9)～13)【略】

## 第3章 競技に関する基準規則

## 第3条～第9条【略】

### 第10条 車両検査

1)～7)【略】

8) 競技会技術委員長は、PN部門、N部門、SA・SAX部門各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならないが、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。

9)～13)【略】

## 第3章 競技に関する基準規則



**第11条～第15条【略】**

**第16条 一般安全規定**

- 1) スピードN車両、スピードSA・SAX車両、スピードSC車両およびスピードD車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。  
スピードP車両、スピードPN車両およびスピードAE車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。

2)～9)【略】

**第17条 タイヤ**

スピードP車両、スピードPN車両、スピードN車両、スピードSA・SAX車両、スピードSC車両およびスピードAE車両のタイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

1) ジムカーナ競技：

(1)～(2)【略】

(3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および/または裏組みをすることは許されない。

なお、2022年以降本項について変更を行う場合がある。

(4) JG1クラスまたはJG2クラスに参加するSA・SAX車両のタイヤサイズは競技会開催場所内に限り自由とし、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第5章スピードSA車両規定第8条8.1.1)④～⑩を除き、当該条項の適用を免除する。ならびに、8.2.1)①の適用を免除する。

また、同クラスに参加するSC車両のタイヤは、公道走行の許されている一般市販タイヤとし、競技用タイヤは使用しないこと。

2) ダートトライアル競技：

(1)～(3)【略】

(4) 第1ヒートでタイヤがバースト、またはトレッド部の欠損が著しく交換を要する場合は、次の事項を条件に最大2本まで同一溝パターン(銘柄およびサイズ)のタイヤに交換することができる。

①【略】

②競技会技術委員長(または技術委員)の確認を受けた後、速やかに交換するタイヤに書面(参加クラス、参加者名および参加車両の型式、交換するタイヤのサイズ、理由)を添えて申告する。

③【略】

**第11条～第15条【略】**

**第16条 一般安全規定**

- 1) スピードN車両部門、スピードSA・SAX車両部門、スピードSC車両部門およびスピードD車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。  
スピードPN車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。

2)～9)【略】

**第17条 タイヤ**

スピードPN車両部門、スピードN車両部門、スピードSA・SAX車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両のタイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

1) ジムカーナ競技：

(1)～(2)【略】

(3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および/または裏組みをすることは許されない。

なお、2021年以降本項について変更を行う場合がある。

2) ダートトライアル競技：

(1)～(3)【略】

(4) 第1ヒートでタイヤがバースト、またはトレッド部の欠損が著しく交換を要する場合は、次の事項を条件に最大2本まで同一溝パターン(銘柄およびサイズ)のタイヤに交換することができる。

①【略】

②競技会技術委員長(または技術委員)の確認を受けた後、速やかに交換するタイヤに書面(参加部門クラス、参加者名および参加車両の型式、交換するタイヤのサイズ、理由)を添えて申告する。

③【略】

## 第18条 「再出走」と「同一車両による重複参加」による作業

「再出走」による車両に対する作業内容と「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際の車両に対する作業内容は、以下の通りとする。

なお、作業については主催者が指示した場所で行うこと。

1) 「再出走」による車両に対して認められる作業内容：

(1) ジムカーナ：

ボンネットの開閉、タイヤの清掃（作業用手袋のみ使用可）・空気圧調整および窓拭きのみとし、その他の作業は一切禁止される。

(2) ダートトライアル：

ボンネットの開閉、タイヤの空気圧調整、窓拭きおよび水による冷却のみとし、その他の作業は一切禁止される。

2) 「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際に車両に対して認められる作業内容：

(1) ジムカーナ：

ボンネットの開閉、タイヤの清掃（作業用手袋のみ使用可）・空気圧調整、および窓拭きのみとし、その他の作業は一切禁止される。」

(2) ダートトライアル：

ボンネットの開閉、タイヤの空気圧調整、窓拭き、水による冷却およびバーストしたタイヤの交換（同一溝パターン（銘柄およびサイズ）に限り2本まで）のみとし、その他の作業は一切禁止される。

※タイヤ交換については、作業前もしくは後走者の当該ヒート走行後速やかにタイヤ交換申告書を提出すること。

## 第19条～第25条【略】

### 第4章 抗議

## 第26条～第27条【略】

### 第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

## 第28条 競技会の成立、延期、中止、または短縮【略】

### 第6章 儀典および賞典

## 第29条 儀典【略】

## 第30条 賞典

## 第18条～第24条【略】

### 第4章 抗議

## 第25条～第26条【略】

### 第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

## 第27条 競技会の成立、延期、中止、または短縮【略】

### 第6章 儀典および賞典

## 第28条 儀典【略】

## 第29条 賞典

- 1) J A F 賞:全クラスの1位～3位に対してJ A F 楯が授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第15条2.に従い当該クラスが成立していること。  
2)～3)【略】

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第31条 遵守事項【略】

第8章 本統一規則の解釈および施行

第32条～第34条【略】

以上

- 1) J A F 賞:全部門・全クラスの1位～3位に対してJ A F 楯が授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第15条2.に従い当該クラスが成立していること。  
2)～3)【略】

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第30条 遵守事項【略】

第8章 本統一規則の解釈および施行

第31条～第33条【略】

以上